

法科大学院認証評価申請手続き（平成30年度実施分）について

平成30年度に機構の評価を希望する場合は、「法科大学院認証評価申請要項」に基づいて申請手続きを行っていただくことになります。

申請要項は、申請書様式も含め、7月中に決定し、各大学に通知するとともに、機構のウェブサイト（<http://www.niad.ac.jp/>）に公開します。

下記の内容はその概要です。

1. 申請手続きの流れ

平成29年 9月 申請



- ・評価を希望する法科大学院を置く大学は、機構の定める申請書を機構に提出してください。
- ・申請の期間は、平成29年9月29日（金）までを予定しています。

平成29年10月 申請受理通知の送付



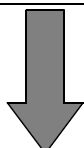
- ・機構は、各法科大学院を置く大学からの申請受付後、申請大学に対し申請受理通知を送付します。

平成30年 4月 請求書の送付



- ・機構は、請求書を評価対象法科大学院を置く大学に対し送付します。

平成30年 6月末 自己評価書の提出
評価手数料の支払



- ・評価対象法科大学院を置く大学は、平成30年6月末までに自己評価書及び根拠資料等を提出するとともに、機構指定の銀行口座に評価手数料を振り込んでください。

平成30年 7月 評価の着手



- ・機構は、自己評価書の提出及び評価手数料の支払確認後、評価に着手します。

平成31年 3月 評価の完了

- ・機構は、評価結果を評価報告書としてまとめ評価対象法科大学院を置く大学に対し通知します。
- また、文部科学大臣に報告するとともに、広く社会に公表します。

2. 評価手数料

評価手数料については、次のとおりです。

本評価

4,006,800円